

## 指名停止措置情報の公表について

令和6年10月1日

茨木市工事請負業者指名停止要綱・茨木市物品等登録業者指名停止要綱に規定する措置要件に該当し、指名停止措置を行った有資格業者についてその情報を公表します。

### ◆ 公表対象

令和6年10月1日現在において指名停止期間中の者を含み、同日以降に指名停止措置を行った者

### ◆ 公表期間

原則として、指名停止措置の開始日から指名停止期間が終了した月の末日までとします。

### ◆ 指名停止措置の解除等

指名停止期間中に指名措置の解除又は期間の変更を行った場合は、原則、解除日又は変更日にその旨を公表します。

### ◆ その他

指名停止措置を行った後に有資格者でなくなった場合も、指名停止期間が終了した月の末日までその情報を公開します。

茨木市 企画財政部 契約検査課